

## 平成 30 年公告第 5 号

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が発注する次の業務委託は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合特定工事監理業務共同企業体取扱要綱（平成30年訓令甲第7号）に基づく特定工事監理業務共同企業体による事後審査型一般競争入札により行うこととし、当該特定工事監理業務共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間、方法等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合財務規則（平成26年規則第13号。以下「財務規則」という。）第177条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 5 月 29 日

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長 武 川 勉

### 1 対象業務

(1) 業務名：H30・31 継続事業 森林学習施設建設工事監理業務委託

(2) 業務場所：山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3

(3) 業務概要：森林学習施設建設工事に係る監理業務

- ・ 工事監理方針等の説明等
- ・ 設計図書の内容の把握等の業務
- ・ 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ・ 業務報告書等の提出 等

詳細は別紙「森林学習施設建設工事監理業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間：契約締結の日から平成 31 年 8 月 16 日まで

### 2 競争入札参加資格（企業体の要件）

次に掲げる要件に該当する構成員2者による自主結成の特定工事監理業務共同企業体（以下「企業体」という。）で、出資比率の最小限度がそれぞれ30%であること。

また、企業体の構成員は、同一業務で他の特定工事監理業務共同企業体の構成員となれないものとする。

(1) 代表構成員の要件

- ア 企業体の構成員若しくは単独により、過去に元請として同種又は類似の業務を履行した経験があること。
- イ 出資比率が構成員の中で最も高い者であること。
- ウ 申請等事務手続を代表者として行うこと。
- エ 正社員（公告日以前3月以上在籍する者をいう。以下同じ。）である一級建築士の資格を有する者が3名以上勤務していること。
- オ 建築士法第23条第1項の規定により登録された一級建築士事務所の所在地が、山梨県内であること。

(2) 代表以外の構成員の要件

- ア 正社員である一級建築士の資格を有する者が1名以上勤務していること。
- イ 建築士法第23条第1項の規定により登録された一級建築士事務所の所在地が、富士吉田市、山中湖村又は忍野村（内野を除く。）のいずれかであること。

(3) 全ての構成員の要件

- ア 工事監理業務の履行に際し、企業体の各構成員であることを証するに必要な本組合が指定する書類の提出を経た後にその確認を得たものであること。ただし、本組合の指名競争入札参加資格者名簿（委託）に登録されている者を除く。
- イ 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 入札日の前6月以内に、手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- エ 入札の日において、不渡りによる取引停止処分から2年以上を経過していること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）等の適用申請をしていない者（更生計画等の認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：平成 30 年 6 月 25 日（月） 午前 11 時 30 分
- (2) 場所：富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合 3 階会議室

### 4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「**2 競争入札参加資格（企業体の要件）**」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

### 5 落札者の決定方法

財務規則第 179 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行い、かつ、この公告に掲げる資格を有する者を落札者とする。

### 6 契約の締結について

この公告の工事監理業務の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定により議会の議決に付さなければならない工事の監理業務である。

したがって、工事契約を議会の議決に付し、可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

また、この公告の工事監理業務は、平成 30 年 5 月 22 日に公告された次の工事と一体不可分であることから、当該工事の契約が 1 件でも成立しない場合は、落札者との契約は保留とし、一体不可分の工事が全て成立したときに契約する。

〔一体不可分の工事〕

- (1) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（建築主体）工事
- (2) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（電気設備）工事
- (3) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（機械設備）工事
- (4) H30・31 継続事業 森林学習施設建設（外構）工事

## 7 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 入札方式：事後審査型一般競争入札
- (3) 予定価格：公表なし
- (4) 最低制限価格：無
- (5) 入札保証金：免除
- (6) 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (7) 別に掲げる「入札説明書」を必ず確認の上、入札参加申請すること。
- (8) この事業は、国庫補助により実施される事業であることから、書類等の完備には慎重に対応すること。
- (9) 不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合

部署：総務部企画財政課

住所：山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3

電話：0555 - 22 - 3355（内線 231）